

議案説明書

こども福祉部 障がい福祉課・こども課

提出議会：令和6年第5回定例会

1 案件名

議案第72号 佐野市個人番号の利用に関する条例の改正について

2 概要

佐野市医療費助成制度における受給資格の有無等を確認するための医療保険給付関係情報を情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により取得するため、当該情報を本条例における特定個人情報として追加する。その他、所要の規定の整備を行う。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

医療保険各法に基づき交付している健康保険被保険者証は、マイナンバーカードとの一体化により、令和6年12月2日に新規・再発行が終了し、さらに、1年間の経過措置期間を経て利用ができなくなる。

そのため、佐野市医療費助成制度における受給資格を取得する際に必要な健康保険被保険者証の提示に代え、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするため、本条例を改正する。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりズレが生じている条例中の引用箇所を改正する。

(2) 別表第2の21の項の特定個人情報として、「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」を加える。

4 その他の事項

施行日 公布の日。ただし、条例第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日